

## 船橋市宮本放課後ルーム運営規程

### (事業の目的)

第1条 船橋市宮本放課後ルームは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 船橋市宮本放課後ルームは、小学校（以下「学校」という。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業を通じて子育て家庭を支援するものとする。

2 船橋市宮本放課後ルームは、事業の実施に当たって、船橋市宮本放課後ルームに入所する児童（以下「入所児童」という。）の通学する学校その他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。

3 船橋市宮本放課後ルームは、前2項に規定するもののほか、児童福祉法及び船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年3月28日船橋市条例第13号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 船橋市宮本放課後ルーム

所在地 船橋市宮本7丁目10番1号（船橋市立宮本小学校内）

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 船橋市宮本放課後ルーム（以下「放課後ルーム」という）における職員の職種は、放課後ルーム園長（以下「園長」という。）、放課後ルーム主任支援員（以下「主任支援員」という。）、放課後ルーム支援員（以下「支援員」という。）及び放課後ルーム補助員（以下「補助員」という。）とし、それぞれの職種の員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 園長（常勤職員1名）

園長は、主任支援員、支援員及び補助員（以下「主任支援員等」という。）の管理及び業務の実施状況の把握、並びに放課後ルームに関すること及び主任支援員等に対し必要な指揮命令を行う。

#### (2) 主任支援員（会計年度任用職員1名以上）

主任支援員は、支援員の業務に加え、施設の円滑な運営を行うため、次の業務を行う。

ア 園長、保護者、学校等との調整に関すること。

イ 緊急時の連絡対応窓口

ウ 事務、管理的な業務の調整・確認に関すること。

- エ 活動内容の調整・確認に関すること。
- オ 業務分担の指示等とりまとめ、放課後ルーム内の意見調整
- カ 経験の浅い職員への指導助言に関すること。
- キ その他地域子育て支援課長又は園長が必要と認めた事項

(3) 支援員（会計年度任用職員 1 名以上）

支援員は、放課後ルームの実施に当たって、主任支援員と協力し、入所児童の健全育成を図る者であり、園長の命を受け次の業務を行う。

- ア 入所児童の把握及び情報の管理に関すること。
- イ 入所児童への遊びの提供及び指導助言に関すること。
- ウ 放課後ルームでの活動の指導助言に関すること。
- エ 入所児童の出席簿及び日誌の作成に関すること。
- オ 放課後ルームでの事故防止及び安全指導に関すること。
- カ 事故報告書の作成に関すること。
- キ おやつ準備に関すること。
- ク 学校及び入所児童の保護者（以下「児童の保護者」という。）との連絡に関すること。
- ケ 行事及び児童の保護者への説明会（懇談会）の実施に関すること。
- コ 放課後ルームの施設等の管理に関すること。
- サ その他地域子育て支援課長又は園長が必要と認めた事項。

(4) 補助員（会計年度任用職員 1 名以上）

補助員は、主任支援員及び支援員を補助する者であり、園長、主任支援員及び支援員の命を受け次の業務を行う。

- ア 入所児童への遊びの提供及び指導助言に関すること。
- イ 入所児童の出席簿及び日誌の作成に関すること。
- ウ 事故報告書の作成に関すること。
- エ おやつ準備に関すること。
- オ 児童の保護者との連絡に関すること。
- カ 行事の実施に関すること。
- キ 放課後ルームの施設等の管理に関すること。
- ク その他地域子育て支援課長又は園長が必要と認めた事項。

(開所日及び開所時間等)

第 5 条 放課後ルームの開所日、開所時間等については、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から土曜日

(2) 開所時間

授業、学校行事等実施日 午後零時 30 分から午後 7 時

学校休業日 午前 8 時から午後 7 時

(3) 休所日

- ア 日曜日。
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア、イに掲げる日を除く）。
- エ 重大な災害が発生し危険な状態が見込まれる場合。
- オ 台風の接近、降雪等の天変地異を理由に学校が臨時休業を発表した場合。
- カ インフルエンザ等感染症の集団感染防止を理由に、学校が臨時休業を発表した場合。
- キ その他市長が特に必要と認めた場合。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めた場合は、臨時に開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合においては、変更した事項をあらかじめ児童の保護者に周知するものとする。

#### （支援の内容）

第6条 放課後ルームにおける入所児童に対する支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）健康管理、安全確保及び情緒の安定。
- （2）遊びの活動への意欲と態度の形成。
- （3）遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の養育。
- （4）遊びの活動状況の把握と家族への連絡。
- （5）家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援。
- （6）その他健全育成上必要な活動。

#### （児童の保護者が支払うべき額）

第7条 児童の保護者が支払うべき額については次のとおりとする。

- （1）児童育成料
  - ア 入所児童一人につき月額10,000円。ただし、児童がおやつを提供を受けない場合は、当該児童の児童育成料は月額8,000円。
  - イ 第2子以降は、おやつを提供を受けない場合の児童育成料を基礎として、2人目は1人目の月額×1/2、3人目以降は1人目の月額×9/10の額を減額した額。
  - ウ 生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者の属する世帯は月額8,000円を減額した額。
  - エ 4月分から8月分までの児童育成料について、前年度の市町村民税が、非課税の世帯は月額8,000円を、均等割のみ課税の世帯は月額6,000円を、所得割10,000円未満の世帯は月額4,000円を、それぞれ減額した額。
  - オ 9月分から3月分までの児童育成料について、当該年度の市町村民税が、非課税の世帯は月額8,000円を、均等割のみ課税の世帯は月額6,000円を、所得割10,000円未満の世帯は月額4,000円を、それぞれ減額した額。
- （2）前項に規定するもののほか、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合においては、あらかじめ児童の保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、児童の保護者の同意を得るものとする。

(定員)

第8条 放課後ルームの定員は164名とする。

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、船橋市立宮本小学校の通学区域とする。ただし、これを超えて利用することを妨げるものではない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 児童の保護者は、事業の利用に当たって、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 入所児童が欠席する場合には、児童の保護者は、電話その他の連絡方法により放課後ルームに届け出ること。

(2) 感染症の発症により、他の入所児童への感染する恐れがあると認められる場合は、当該入所児童に対して利用の一時停止を命ずることができる。

(緊急時等における対応方法)

第11条 主任支援員等は、支援の提供を行っているときに、入所児童の体調が急変した場合やその他必要な場合は、速やかに児童の保護者に連絡するほか、状況に応じて医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 主任支援員等は、支援の提供により事故が発生した際は、直ちに地域子育て支援課長、園長、その他関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 園長は、災害発生時に適切な対応ができるようにするため、船橋市地域防災計画を基本として、非常災害に関する具体的避難計画を策定し、この計画に基づく訓練を行うとともに、施設設備の安全点検や、警察、消防、その他関係機関との連絡体制の確認に日ごろから努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 主任支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、児童の状態や家庭の状況の把握により、児童の保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、地域子育て支援課長、園長、学校等と連携し、児童相談所長に速やかに通告しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 園長及び主任支援員等は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。